

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果

令和7年5月

文部科学省科学技術・学術政策局

参事官（研究環境担当）付 研究公正推進室



## 目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
特徴的な取組	・・・・・・・・	2
調査結果詳細		
1 岩手大学	・・・・・・・・	11
2 宇都宮大学	・・・・・・・・	15
3 東京学芸大学	・・・・・・・・	18
4 浜松医科大学	・・・・・・・・	22
5 北陸先端科学技術大学院大学	・・・・・・・・	26
6 京都教育大学	・・・・・・・・	29
7 奈良女子大学	・・・・・・・・	32
8 奈良先端科学技術大学院大学	・・・・・・・・	36
9 鳴門教育大学	・・・・・・・・	39
10 札幌医科大学	・・・・・・・・	42
11 上智大学	・・・・・・・・	45
12 愛知学院大学	・・・・・・・・	50
13 京都産業大学	・・・・・・・・	54
14 松山大学	・・・・・・・・	57
15 核融合科学研究所	・・・・・・・・	60
参考		
別添1-1 【研究機関向け】事前調査票①②	・・・・・・・・	63
別添1-2 【研究者向け】事前調査票	・・・・・・・・	78

## はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、平成 28 年度から各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査を実施している。本調査は、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を行うものである。

現地調査については、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び大学共同利用機関の 15 機関を対象に、「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」「体制及び規程等の整備状況」の項目について実施した。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策に活用するとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制を整備し、公正な研究活動を推進することを期待するものである。

## 特徴的な取組

令和6年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

令和6年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、国公立大学及び大学共同利用機関の15機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に研究倫理教育や研究データの管理等に関する特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

### (1) 研究倫理教育の体制

- 研究者倫理の向上及び不正行為の防止の管理運営について最終責任を負う者として研究公正最高責任者を置き、内部統制最高管理責任者である学長を充て、研究公正統括責任者及び倫理教育統括責任者を置き、研究担当の副学長を指名している。加えて、研究倫理の向上を図るため教育、研修及び啓発並びに不正行為への対処及び研究の公正な推進のため、研究活動公正推進委員会を設置している。また、研究不正に限らず、競争的研究費の不正使用等防止、個人情報保護など内部統制に関わる事案を扱う、内部統制委員会を設置し、役員会をもって充てており、大学全体として内部統制システムで一元管理することにより、ガバナンス強化を図っている。内部統制委員会では、内部統制統括管理責任者である理事（企画・評価担当）が、研究公正に関する取組を含め、関連する取組の進捗状況等を取りまとめて報告している。（浜松医科大学、P22）
- 研究費不正、安全保障など、研究に伴うリスクについて広く審議する研究リスクマネジメント委員会において、研究倫理教育を含む研究活動上の不正行為防止等に係る案件について審議等を行っている。また、研究リスクマネジメント委員会のもとに設置されている研究不正防止推進室は、研究活動に伴う不正を防止に係る実務を担う研究協力課と、研究担当理事、人事課、会計課などの関係課が連携する体制となっており、研究倫理教育、研究資料の保存、研究費不正防止計画、コンプライアンス教育に関する調査、分析及び連絡調整を行っている。（奈良先端科学技術大学院大学、P36）
- 研究費の不正使用の防止対策について基本方針の作成、不正使用防止計画の策定等を担う不正防止推進委員会において、研究不正の防止についても計画を定めて取り組んでいる。また、研究倫理教育の推進等にあたり、教員、事務職員から構成される研究推進室を設置しており、学術研究支援課と連携して実務を担っている。（京都教育大学、P29）
- 研究費の適正な使用に向けたコンプライアンス教育とも併せて研究倫理教育を実施

しており、学内の決裁機関である大学企画会議や局長会議、高等教育常務会を通じて企画の決定等を行っている。また、研究不正の防止の取組と、研究費不正の防止の取組を連携して防止計画等を定めており、研究推進センターは外部資金に関する手続きと連携して研究倫理教育の徹底等に関する実務も担当している。(上智大学、P45)

- ・ 歯学部・歯学研究科及び薬学部・薬学研究科では、学部独自に、それぞれ不正行為に関する対策委員会を設置し、学部・学科における研究活動の不正防止に関する教育及び啓発、不正防止対策に関する検討及び実施、不正が認定された場合に学長から要請される是正措置等の任務を担うこととしている。(愛知学院大学、P50)
- ・ 公正な研究を実施するための教育・啓発活動その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動をつかさどる、松山大学・松山短期大学公正研究委員会を設置し、副学長のうち1名が委員長となっている。公正研究委員会委員の委員、あるいは予備調査、本調査に携わる委員に対しては、全学的な委員会の委員として勤務する負担に対し処遇するとともに、責任を持って取り組むことを期待する考えから、学内委員も含めて所定の手当を支給している。(松山大学、P57)
- ・ 大学共同利用機関法人自然科学研究機構内に不正行為防止委員会が設置され、機構全体の取組を推進するとともに、核融合科学研究所としては令和5年度に不正防止委員会、服務規律委員会、ハラスメント防止対策委員会、苦情処理委員会を統合・改組して、「研究教育改善室コンプライアンス委員会」を設置し、研究費の不正使用やハラスメント等の防止とともに、研究活動上の不正行為の防止についても審議する体制としている。こうした研究所としての体制に加えて、各ユニット長が監督者となり、各ユニットにおいてメンターを指名して、ユニットに所属する研究者等に対し、研究作法等の指導・助言を行う仕組みも設けている。(核融合科学研究所、P60)

## (2) 研究者等に対する研究倫理教育

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会 APRIN の策定する e-ラーニング教材 (eAPRIN) を使用しており、利益相反、安全保障輸出管理を必修単位としつつ、研究分野に応じて、①生命医科学系、②理工系、③人文系のうち、いずれか1つのコースを選択必修としている。各コースでは、不正行為に関する科目や、オーサーシップなどの科目が含まれている。また、単元末のテストの点数により受講管理を行っており、各研究倫理教育責任者が受講対象者に受講を促し、特段の事情なく受講しないことのないよう、受講を徹底している。(岩手大学、P11)
- ・ 新任教職員に日本学術振興会の作成する e-ラーニング教材 (eL CoRE) の受講を求め、以降5年に1回受講することとしており、受講した者には修了証書の提出を求めることにより、受講状況を管理している。加えて、Microsoft Forms 上で理解度チェックとして行う小テストを実施しており、eL CoRE の受講対象でない年も含め、毎年度小テ

トの受講及び誓約書の提出を求めている。(宇都宮大学、P15)

- eAPRIN を使用した研修では、分野に応じて人文社会科学系、理工系、医学系の3つのコースのうち、いずれかを選択し、5年間のうちに最低1回は受講することを義務付けている。当該コースの中には、ピア・レビューに関する単元も含まれており、ピア・レビューにおける倫理・注意すべき事項についても修得できるようにしている。(東京学芸大学、P18)
- eAPRIN を5年に1回受講することを義務付け、確認テストにおいて80点以上を合格として、事務局にて成績の管理を行うとともに、研究倫理教育の受講を研究実施に係る各種申請の要件とし、研究開始前の受講を徹底している。(浜松医科大学、P23)
- 学生、技術職員等を含むすべての研究者を対象に研究倫理教育の受講義務を課しており、3年ごとにeAPRINあるいはeL CoRE等を受講することとしている。受講状況はeラーニングプログラムの受講状況については台帳により管理し、eL CoREについては修了証の提出を求めることにより管理している。また、eAPRIN の受講コースの設定に際しては、ピア・レビューに関する単元を追加している。(北陸先端科学技術大学院大学、P26)
- 大学教員及び附属学校園教員の全員に対して、3年に1回 eL CoRE の受講を義務付けている。また、学長裁量経費による学内科研費(教育研究改革・改善プロジェクト経費)の応募に際して、eL CoRE の受講を必須とすることにより、積極的な受講を促している。(京都教育大学、P29)
- 公的資金により行われる全ての研究活動を実施する際には、研究倫理教育の受講を義務付けており、特に、科学研究費補助金採択者及び同研究費応募資格を有する者については、eAPRIN を3年毎に受講することを必須としている。受講に際しては、研究活動における不正行為に関する項目だけでなく、安全保障輸出管理等の項目も含めて受講することとしている。また、受講を推奨する任意コースとしてeAPRINの「ピア・レビュー」関連の単元を追加している。このほか、大学独自の教材として、研究活動上の不正行為の防止、研究費の不正使用の防止、生物多様性等を含む法令順守、産学官連携活動に関するリスクマネジメントなどをまとめた、「公正な研究活動遂行のためのハンドブック」を作成、使用している。(奈良女子大学、P32)
- 5年に1回 eAPRIN を受講するよう、研究協力課において受講状況を管理し、受講しない場合は外部資金に応募できないこととしている。受講科目の中にはピア・レビューに関するものも含まれており、査読における不適切な行為についても対応している。また、新任教職員研修(採用時のオリエンテーション)、科学研究費助成事業の学内説明会等を通じて研究不正や研究者倫理などについて説明するとともに、研究リスクマネジメント研修において、研究費の使用、安全保障輸出管理、研究インテグリティなど研究に伴うリスクについて研修を行っている。(奈良先端科学技術大学院大学、P37)
- eAPRIN を利用した研究倫理教育を実施しており、受講状況は Web システム上で確認

でき、内容理解度は単元毎に課されるクイズで80%以上の正答率が必要としている。また、計画的に受講する考え方から、各研究者は毎年、研究行動規範委員会において審議し選定した2科目を受講することとしている。(鳴門教育大学、P40)

- 医学部長が講師となり、「研究活動に関する不正防止対策について」について説明を行い、受講後にGoogle Form上で理解度チェックを行っている。回答率が低かった問題に対しては、不正解の受講者に対し、問題の解説の配布及び誤答の理由を確認することにより、どういった問題で間違いが出やすいか分析し、展開している。(札幌医科大学、P42)
- 研究者に対し、研究費不正の防止を含む不正防止リーフレットを配布し、通読を求めている。また、部局によっては、毎年度末に所属教員合宿を計画し、研究倫理教育の意識徹底、具体的な不正行為防止対策について意見交換を行う機会を設けている部局や、研究科独自の剽窃防止研修会を年2回開催している部局もある。(上智大学、P46)
- 令和6年9月に学部長会及び大学院委員会において、研究倫理教育内容を改正し、3年に1回、専任教員はeAPRIN、専任教員以外の研究を行う者等はeL CoREを受講することなどを決定。(愛知学院大学、P50)
- eL CoREを受講するeラーニングに加えて、集合研修形式(オンライン配信も行い必ず受講させている)で「不正防止研修会」を年1~2回開催し、学内監査の結果や、文部科学省およびJSPSの情報などを活用し、コンプライアンス意識の向上に資する最新の情報提供や不正事案の紹介に加え、大学の不正防止に対する考え方などを直接伝達している。(京都産業大学、P54)
- 年1回、大学が独自に作成したeラーニング教材「公正な研究活動の推進について」の受講を求め、Google Formを利用して履修管理・受講の把握を行っている。また、公的研究費に申請する者は、eL CoREを5年に1回受講することとしており、教職員の研究活動等の状況に応じて対応している。(松山大学、P57)
- 自然科学研究機構では、所属する研究者だけでなく、共同研究者や学生、研究支援人材に対しても研究倫理教育の受講を求めている。機構全体の取組を踏まえ、核融合科学研究所研究教育改善室コンプライアンス委員会は毎年不正行為防止計画を策定するとともに、啓発セミナーとして、科学技術振興機構(JST)の作成する映像教材のオンライン受講を課している。(核融合科学研究所、P61)
- 査読に関する不正について、学内で「査読における不適切な行為の防止について(令和5年11月14日)」について周知するとともに、科学研究費助成事業に係る学内説明会において、研究公正に係る講習を開催した際、過去の査読に関する不適切な行為の事案について説明し、査読プロセスの不適切な行為は、不正行為に該当し、処罰対象になりうることを周知した。また、査読時には「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」、あるいは、出版規範委員会(COPE)の査読者向けの指針(Ethical guidelines for peer reviewers)等を確認の上、適切に実施するよう継続的に周知を行っている。

(浜松医科大学、P23)

### (3) 学生に対する研究倫理教育

- ・ 研究者だけでなく学生も研究倫理教育の受講が義務付けられており、全ての学生に対し、研究倫理教育講習において、eL CoREのうち、特に責任ある研究活動、研究計画、研究実施、研究データなどに関連する科目を受講させ、合格を修了要件としている。また、受講科目の中にはピア・レビューに関するものも含まれており、査読における不適切な行為についても対応している。(奈良先端科学技術大学院大学、P37)
- ・ 1年次の入学セミナーにおいて、研究倫理教育についても説明する場を設け、シラバスでも研究倫理に係る理解を得ることを目的と定めている。また、学部学生向けに「誠実な学びと研究」という資料をまとめ、学内ポータルサイトでも確認できるようにしている。(宇都宮大学、P16)
- ・ 博士課程学生を対象とした合同ゼミナール(必修)を1年次、2年次の秋学期に実施し、研究倫理や論文執筆等に関する基礎的知識を身に付けさせるとともに、教科教育学等に係る研究指導も行っている。(東京学芸大学、P19)
- ・ 研究室教育ポリシーに基づき、各研究室が研究室教育指針を定め、学内向けHPで公開している。この一環で、学生に対しても、研究者としてe-ラーニングプログラムの受講を義務付けた上で、入学時のオリエンテーション、全学生向けのセミナー、科研費の学内説明会等において研究活動不正行為や研究倫理についての説明などを行っている。(北陸先端科学技術大学院大学、P27)
- ・ 学部1年生に対し、新入生オリエンテーションにおいて、リーフレット「京都教育大学 研究者行動規範」を配布するとともに、1年生の必修授業であるKyokyoスタートアップセミナーにおいて、情報モラル、著作権などと合わせて説明している。また、新4年生になった際に、改めてオリエンテーションにおいてリーフレットを配布して、不正行為を行わないよう促している。(京都教育大学、P30)
- ・ 新入生オリエンテーションにおいて、学部1年生及び大学院1年生に対し、リーフレット「公正な研究を推進するために研究倫理について学びましょう」により研究倫理のポイントを説明している。また、JSTの作成する映像教材をコース長及び領域・分野責任者等に案内し、学生への研究倫理教育に努めている。(鳴門教育大学、P40)
- ・ 大学院生を対象としてeL CoREを、学部生を対象として学部生用の研究倫理ハンドブックを熟読させる研究倫理教育を実施している。また、学会発表の際の旅費などの学内支援制度を用意しており、申請があった場合に研究倫理教育の受講状況を確認してから手続きを行うなどの方法により、受講の徹底を図っている。(上智大学、P46)
- ・ 学部、大学院の新入生ガイダンスにおいて、「公正な研究活動のために知っておきたい研究倫理」を配布しており、対象者には科目履修生、大学院研究生も含めている。(松

山大学、P58)

#### ○ 研究室等における研究倫理教育に関する取組

- ・ 研究室によっては、学生に対し、論文執筆前に「文献調査リスト」のような論文名や、論文の概要等をまとめた文献調査リストを作ることなどを指導し、先行研究を確認するなどの工夫を行っている。また、Slack を活用し、随時教員と学生の間で、研究データの解釈等について、指導を行っている研究室もある。(岩手大学、P12)
- ・ 文学部では、学部1年次の推奨科目「基礎演習」において、レポート作成等の指導の中で文献引用等について指導しており、学年の進行に応じ、専門の「演習」「講読」の授業において、剽窃、盗用等について説明している。また、4年時の必修科目「卒業論文演習Ⅰ・Ⅱ」において、卒業論文の作成に向けた研究指導の中で研究倫理についても重点的に指導している(奈良女子大学、P34)
- ・ 保健医療学研究科では、博士課程入学後のオリエンテーションにおいて「研究倫理特論」を必修とし、研究計画書作成前に、当科目の履修を終えることを推奨している。(札幌医科大学、P43)
- ・ 研究室によっては例えば、研究ノート等による研究データの管理、あるいはアンケート調査の集計結果の分析等の際の指導など、研究に関する指導とあわせて研究倫理についても指導するなど、研究内容等を踏まえた指導を行っている(京都産業大学、P55)
- ・ 研究室によっては、学生の配属時に研究室のマニュアルを配布し、機器の使用や実験ノートのつけ方、研究不正防止等について説明した後、学生が当該マニュアルについて理解した旨署名し、これを掲示することで、学生の自覚を促しているところもある。(松山大学、P58)

#### (4) 一定期間の研究データの保存及び開示

##### ○ 研究データの保管・管理のルール及び体制整備

- ・ 研究データ等の保存期限、保存方法について大学全体のルールを定めた上で、例えば、看護学科・専攻科では研究データの長期保管に関する申し合わせにより、研究データ保管用ロッカーの運用等について定めるなど、データ保管場所を決める等の方策を講じている。(札幌医科大学、P44)
- ・ 研究責任者は、自らの研究グループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管すること、あるいは所在を確認して追跡可能としておく等の措置を講じなければならないこと、などを定めている。(岩手大学、P12)
- ・ 研究室によっては有体物の管理にあたり、試料名、遺伝子情報、実験担当者等の内容

をまとめた Excel ファイルを研究室内の共通情報基盤データとして作成し、研究室内のメンバーが共同編集可能なファイルとして維持管理しており、経時的なデータの確認が行えるように記入の徹底が研究室内で強く求められている。(奈良女子大学、P34)

- ・ 「研究データ保存要項」において、学術雑誌に論文を投稿する場合、NIFS 論文情報システム(NAIS)に論文情報を登録することとしており、論文が受理、掲載された場合、掲載後2週間以内に研究データ保存手続きを行うこととしている。特に LHD (大型ヘリカル装置) の実験データは永久保存することとし、共通サーバ上に保存するだけでなく、BD 等の外部記憶装置や、アカデミックライセンスで契約した Amazon Web Services などを活用して何重にもバックアップを行っている。(核融合科学研究所、P61)
- ・ 毎年度 12 月～1 月頃、研究データ等の保管状況の実地調査 (保管場所、管理者等の確認の後、毎年平均約 20 部署に対し、研究室・実験室を訪問して調査) を実施している。調査の実施に当たり、データ保存の重要性等を改めて説明し、また、調査結果は研究活動公正委員会に報告され、良い事例等を学内で周知することにより、研究データ等の保管に対する意識向上を図っている。(浜松医科大学、P24)

#### ○ GakuNin RDM、クラウド等の利用

- ・ 研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領を定め、研究者が自ら保存すべき研究データ等を定め、研究データの保存にあたっては、機関全体でデータ保存に使用可能なクラウドサービス (学内限定ファイル共有システム (Proself)) を導入している。(宇都宮大学、P16)
- ・ 令和 5 年 7 月に学内で、研究データ保管に際しての管理方法や問題点、データを保存するストレージのニーズなどを把握したアンケート調査結果を踏まえ、国立情報学研究所 (NII) が提供している研究データ管理基盤 GakuNin RDM を公認クラウドサービスとして利用開始することとし、一人当たり 100GB まで無料で使えるようにしている。(東京学芸大学、P20)
- ・ 研究データの保存に際しては、学術論文、学位論文、リサーチレポート等は附属図書館が管理しているリポジトリに登録、公開可能としており、また、大学が導入している Box ストレージを使って保存、研究室での共有も可能となっている。(北陸先端科学技術大学院大学、P27)
- ・ 研究データの保存に際し、学内でも議論中であるが、データの共有等のシステムとして、情報処理センターにおいて、大容量ファイル保存サービス (KUE NAS)、プライベートクラウドストレージサービス (KUE Cloud) を整備するとともに、Google 社が提供する教育機関向けのパブリッククラウドサービス Google Workspace for Education を利用して Google ドライブへの利用も可能としている。(京都教育大学、P31)

## (5) その他研究公正の推進に向けた取組

### ○ 研究不正防止を推進するため取組

- ・ 学長が入学式の挨拶において、自ら研究倫理の重要性について発信した。また、学長による動画「研究活動上の不正行為防止について」を作成し、入学等の時期が多様であることを踏まえ、年4回視聴の案内している。(奈良先端科学技術大学院大学、P38)
- ・ 研究活動不正及び研究費不正の防止に関するリーフレットのほか、行動規範、研究活動不正及び研究費不正の防止に関連する規程および各種様式などの関連資料をまとめ、「鳴門教育大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応マニュアル」として、HPにまとめて掲載している。(鳴門教育大学、P41)
- ・ 学内規則や関連資料等に基づき、研究不正の防止の取組のポイント等を日本語、英語それぞれでまとめた「研究活動の公正性の確保について」を作成し、HPにおいて公開している。(北陸先端科学技術大学院大学、P28)
- ・ 啓発活動として、他大学等で発生した不正事案を学内ポータルに掲示板及び大学ホームページに掲載し、共有を図っている。また、また、研究不正防止ポスターを作成し、大学ホームページ等で周知するとともに、ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会に関する注意喚起を学内ポータルに掲示板にて行っている。(宇都宮大学、P16)
- ・ 「不正防止研修会」等を通じての周知に加え、教員に対し、毎年部局長会や教授会等において、他大学で発生した不正事例を取りまとめた啓発資料を配付している。(京都産業大学、P56)
- ・ 薬学部において、令和6年度より「Signals Notebook」(ChemDraw(化学構造式の描画等ができるソフトウェア)が組み込まれたCloud上で使用できる電子実験ノートブック)を導入した。(愛知学院大学、P52)

### ○ 研究公正に関する組織等の整備

- ・ 研究倫理教育計画の策定と実施状況は内部統制の一環として監事監査の対象となっており、監事の意見も踏まえて組織的に研究倫理教育を推進している。(岩手大学、P12)
- ・ 奈良女子大学若手研究者サポートシステム(メンター制度、H22年度から実施)において、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる体制を構築しており、メンターチームの業務として、若手研究者の研究上の不正行為、研究費の不正使用の防止に係るチェック、指導助言を行っている。(奈良女子大学、P35)
- ・ 令和6年度に、研究不正の防止、研究費不正の防止、研究インテグリティなどの規程を整理しており、その一環で、愛知学院大学研究倫理規程を制定。当該規程では、論文の査読あるいは研究業績の審査にあたる場合、審査基準及び自己の知見に基づき公正に審査を行うことなども定めている。(愛知学院大学、P52)

## ○ 研究成果の発表等に関するデジタルの活用

- ・ 生成系 AI の利用については、学長名義で「生成 AI ツールの利活用について」により、例えば「批判的検討なしに AI 生成分を論文に採用すること」などの不適切な利活用シーンを示しつつ、生成 AI の利活用に関する注意点等を周知している（札幌医科大学、P44）
- ・ 生成系 AI について、学長から学生に対するメッセージを HP に掲載し、その中で、生成 AI は適正に使用すれば、新しい価値を創造する優れたツールとなる一方で、信頼性の欠如や誤情報の生成、情報漏洩などの問題を抱えているとの考え方を示した上で、生成 AI の利用に際して注意事項を指摘している。（京都産業大学、P56）
- ・ 剽窃チェックツールの Turnitin 社の Feedback Studio と Turnitin Originality を、学内でアカウントを持つ全教員及び学生が利用可能としている。また、生成系 AI の教育利用について整理した「教育における生成 AI 利用に関するガイドライン」の中で、課題（リアクションペーパー、レポート、小論文、学位論文等）への取組において、生成 AI が出力した文章、プログラムソースコード、計算結果等は、受講生本人が作成したものとしては認めないことを定めている。（上智大学、P48）
- ・ 論文執筆における所内ピア・レビューによって研究成果の質を向上させるとともに、研究不正の起こりにくい体制を構築するなど、所内の研究内容の特性等を踏まえた研究環境整備に取り組んでいる。機構において iThenticate を契約しており、核融合科学研究所に所属する研究者による論文執筆時や総合研究大学院大学学生の論文指導において、iThenticate の活用を推奨している。（核融合科学研究所、P61）

## ○ 研究機関の研究紀要に関する取組

- ・ 大学が作成する紀要については、「鳴門教育大学研究紀要編集等要項」において、3名の査読者を選定し、うち1名以上は学外者とすることにより、学外者のチェックが入る体制としている。（鳴門教育大学、P41）
- ・ 「東京学芸大学論叢」は、学外の機関に所属する研究者である査読者の審査に基づき、編集会議が掲載・非掲載を決定している。「学校教育学研究論集」は、3名以上のレフリー（研究科所属教員以外の者に委嘱することも可能）の審査に基づき、研究科専任教員等から構成される編集委員会が掲載・非掲載を決定している。（東京学芸大学、P20）